新たな備え・住吉上防災会の設立

主催　水戸市住みよいまちづくり協議会・・・コミュニティープラン事例発表例（新たな災害文化への対応と構築）

平成 29 年 1 月 21 日

吉田地区自治実践会

会長

はじめに

東大地震研究所・物理学者、随筆家、俳人

寺田寅彦の名言集

◎「天災は、忘れたる頃来る。」

◎　文明が進めば進むほど、天然の暴威による災害がその激烈の度を増す。

◎　進歩したのは物質だけで、人間は少しも利口になっていない。

関東大震災被服廠跡延焼目前

1　住吉上防災会（400 世帯）の設立目的

(1) 趣旨

必ずやってくる！大規模災害（地震）に備える。

自助・共助・公助 連携図

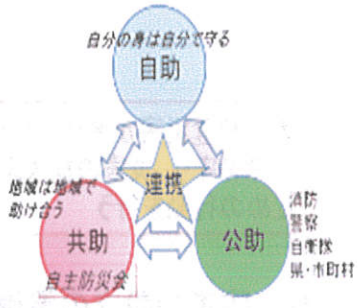

(2) 設立目的

・危機に備える。

身を守る安全行動・・頭と足を怪我しない

・公的機関の支援までの間の緊急対応

隣保精神・・隣近所への声かけ、救出救助、初期消火、避難誘導

・日本火災学会・・阪神淡路大震災時救助（自助７、共助２、公助１の割合）

①

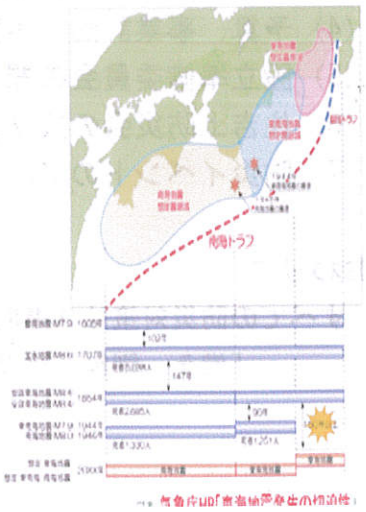

(3) 首都直下、東海地震等の切迫性

・気象庁ホームページから

・地震調査研究推進本部確率論的地震動予測地図

（添付資料参照）

2　住吉上防災会組織の特色

(1) ソフトボール部が中核

(2) 緊急時ライン・メールで連絡

(3) 防災計画書の作成

(4) 祭り、そば会、防災イベント、運動会等を通じて常日頃から絆、和、協調性を維持

３　事業所・企業からの積極的支援と協力

～地域には人的資源、物的資源が豊富、有効に機能させる。活用が命を救う。～

（1）車両の提供・発電機３０Ａと可搬式ポンプの共同訓練・・・（株）湘南工作所

（2）消火器の提供（30 本）・・・（株）栄興防災

（3）水・食料の無償提供　・・・（株）高久

（4）2ｔトラック及びロープ等の提供（有）荒井工業所

共助　初期消火、救護、救出、応急手当、

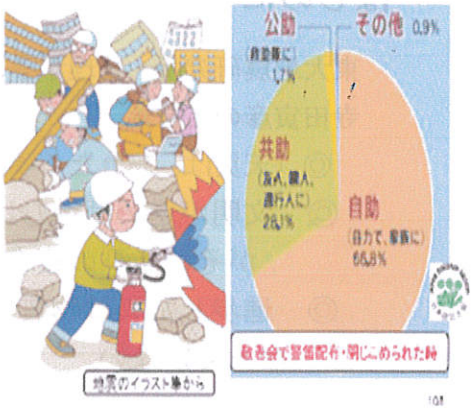

４　地域を守る自主防災組織の体制

災害時
- 初期消火
- 救出・救助
- 情報の収集・伝達
- 避難誘導
- 避難所の管理・運営

平常時
- 地域内の安全点検
- 防災知識の普及・啓発
- 防災訓練

大規模な災害が発生したとき、人命を守り、災害の拡大を防ぐための行動を行う

家庭内の安全点検や地域の危険性など、防災訓練を通じて大災害に備える活動を行う

5 地震への備え

1 地震はいきなり不意を襲う

2 不意打ちを緩和する「緊急地震速報」の活用

3 地震で自分の身にどんな危険が迫るかイメージする

4 地震だ！その時……冷静に「安全確保」を最優先

5 丈夫な家具ほど危険…廊下、玄関は比較的安全空間」

6「建物の耐震性」あるなしは命に係わる

６　防災会設立の準備と経緯

（1）ソフト大会時、反省会時に説明

（2）企業・事業所に設立の説明

（3）設立の趣意書を作成

（4）予算、事業計画、組織、任務、規約、防災計画書の作成

（5）設立準備委員会の開催

（6）住吉上防災会の設立総会の開催

（7）防災イベントの実施

おわりに

すべての防災対策は「事前対策にある。」

「備え、訓練、隣保精神」が極めて重要だ。

自主防災組織「住吉上防災会」の設立について

H

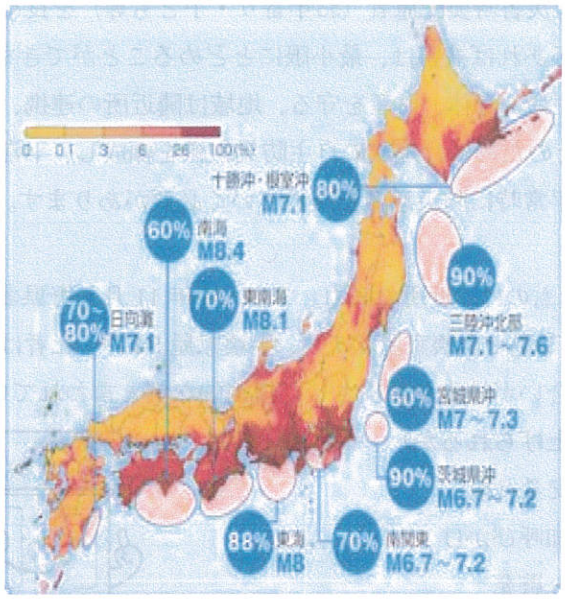

発起人

吉田地区自治実践会	会長	加瀬孝雄
住吉上自治会	会長	清田俊昭
会社役員		小林永世
四中地区青少年育成会	会長	小林理博
南部地区民生委員		三橋義幸
住上ソフトボール監督		清水秀雄
元町内会長		松本美則
元町内会副会長		坂本広志
看護、医療代表		青山澄子
元町内会会計担当		堀井信治

資料

※地震調査研究推進本部確率的

地震動地地図（今後 30 年以内の発生確率）

1　設立の趣旨

当地域は、狭隘な道路が多く、住宅が密集しているため、大規模災害で塀や電柱等が壊れると、消防や警察等の緊急車両は進入できず、被害の拡大が懸念される特徴があります。

今後、予想される南海トラフ、首都直下地震などの大規模災害が発生した際は、ライフライン（電気、通信、水道等）が止まり、救援活動を行う行政（市町村・消防・警察等）も被災し、道路損壊、渋滞等で救援・救助活動等は困難が予想される。阪神淡路大震災では、家族の絆（自助）、地域住民の連携と協力（共助）で家屋等に閉じこめられた約８割が救出・救助され、ご近所の底力が発揮され、見直されました。「備えあれば憂いなし」このような理由から、自主防災組織の必要性を感じ、設立をしたところであります。

2　M’７クラスの巨大地震発生の切迫性

関東では、「首都直下地震」（Ｍ７級）が懸念されている。政府の地震調査委は、その発生確率を「30 年以内に 70%」と発表しましたが、プレート境界より浅い 24 活断層が新たに判明、これが要警戒と指摘された。30 年以内の活断層による地震発生確率 50%～60%は「高い値だ」と地震調査委の本蔵委員長が指摘。　本年 4 月 25 読売新聞。

茨城県周辺の海溝で起こる「海溝型地震」30 年以内の確率は

①　茨城県沖　M6.9～7.6　90%　②相模トラフ M6.7～7.0　70%

③　南海トラフ Ｍ８. ～9　70%

であり、県内の 39 市町村が「首都直下地震緊急対策地域」に指定され（水戸市入る）、県内８市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」（水戸市、日立市等）に指定されている。

～地震調査委研究推進本部資料から～

3　自主防災組織の必要性

大規模災害時は、国や県、市町村の行政機関の活動が制限され、迅速な活動は期待できない。地域の危険な場所・安全な場所等の地形地物の実態を知り、災害時要配慮者（お年寄り・子ども等）を良く知っているのは、地域の方々です。いざという時の備えがあれば被害は、最小限にとどめることができます。

発災後、一定時間、住民の一人ひとりが自分の生命、身体、財産を守る。地域は隣近所の連携、協力で守ることが基本であり、その心構えが重要です。そのためには地域の自主防災組織を編成し、平常時や災害時の役割分担を決め、訓練や研修等に参加し、平常時に防災意識を高めていく必要があります。

4　地域を守る自主防災組織の体制（平常時・災害時）

公的支援（救助隊）が到着するまでの間、頼れるものは「近所の底力」です。昨年 11 月長野県北部（白馬村）を襲った震度６弱の「神域断層地震」は、直下型で全壊家屋４７戸、半壊家屋 94 戸、死者はゼロ、奇跡と賞賛されましたが、近所同志の連携、支え合いが被害を減少させた模範的な例と言われています。

（１）　平常時（平常時にどれだけ力量（防災力）を上げられるか）

ア　家屋の耐震化、耐震補強等の啓発と地域内の安全点検

イ　地域の危険個所の把握　ウ　防災訓練への参加呼びかけ

エ　災害時要援護者の把握　オ　防災知識の普及・啓発

（２）　災害時（備えが不十分のところに被害は拡大する）

ア　出火防止・初期消火、イ　被害者の救出・救助

ウ　情報の収集・伝達

エ　避難誘導、

オ　炊出し、非常食配布、カ　要支援者支援、誘導

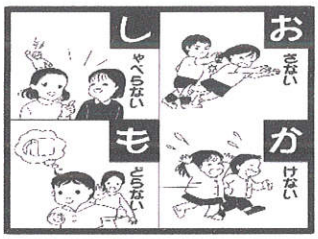

資料は
防災士
教本

5　阪神淡路大地震の教訓

阪神淡路大地震（M7.3）では、地震後 285 件の火災が発生し、発生から 14 分後の午前 6 時までの出火件数は 87 軒、消防車両は４７台で対応。車両台数が少なく、加えて断水、水利が使えず、火の勢いは衰えず、「放任火災」となり、焼き尽くすまで燃え続けました。ある地区では、消火に向かった署員が、現場で家屋建物の下敷きになった人の救出、救助の要請が強く、これらに苦慮し、本来の消火活動ができなかったとの報告があります。　資料　ウィキペディア引用　阪神淡路大地震

6　結びに

「災害は忘れたころにやってくる。」元帝国大学地球物理学者・寺田寅彦教授の警句。過去の教訓を生かし、予想される巨大地震に備えるためには、地域を良く知り、隣近所との連携を深め、助け合いの精神を堅持することが重要です。幸い、会社・事業所の積極的な支援・協力の申し出もあります。地区の皆様にあっては、自主防災組織の設立趣旨及びその必要性を御理解されて、災害から地域の安全・安心を守るための活動にどうぞ、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上　発起人一同

自主防災組織「住吉上防災会」役員名簿

平成27年7月

1	役職	担当部	氏　名	班	住　所	電　話	備　考
2	会長	総　　括		13－B			県NPO防災士理事
3	副会長	初期消火班長		22			湘南工作所副社長
4	副会長	要援護者対策班長		6			南部地区民生員
5	副会長	避難誘導班長		21			前町内副会長
6	副会長	児童対策班長		15			会計兼務
7	幹事	情報連絡班長①		19			町内会長
8	幹事	情報連絡班長②		14			ソフト監督
9	幹事	給食給水班長		1			前町内会長
10	幹事	救出・救助班長		17			4中青少年育成会長
11	幹事	看護・医療対策班		7			
12	会計	NO6に同じ		15			
13	書記			2－B			
14	監事			9－A			
15	監事			13-A			

自主防災組織「住吉上防災会」の組織表、役割、任務分担表

※○数字は各班

水戸市	
所属	
電話	

吉田市民センター	
氏名	
電話	
吉田地区自治実践会長	
氏名	
電話	
吉田地区防災連合会長	
氏名	
電話	

※情報連絡班は、
各1班～2班までの
役員・班長とする。

住吉上自治会長	
氏名	
電話	

住吉上防災会長	
氏名	
NPO法人	
電話	

副会長兼幹事長	
氏名	
電話	

副会長	
氏名	
電話	
副会長	
氏名	
電話	
副会長	
氏名	
電話	

初期消火班は
緊急時連絡はMSMメール
又はライン等も使用

住吉上防災会、支援協力企業及び個人

企業	
個人	

ソフトボール員は、防災倉庫の
備材のローテーションを組み
定期点検を予定する。
寄贈・発電機50hzガソリン使用
22.8.10

防災指導医

氏名	
住所	
電話	

班長　副班長　副班長　班員「以下第1班から8班が適用○数字は班別」

1班 情報連絡班「班長清田俊明」

氏名	
電話	

2班 情報連絡班「班長清水秀雄」

氏名	
電話	

3 初期消火班「緊急時はMSMメール・ライン等も使用」

氏名	

4 避難誘導班

氏名	
電話	

5 給食給水班

氏名	
電話	

6 救出・救助班

氏名	
電話	

7 看護・医療班対策班

氏名	
電話	

8 児童対策班

氏名	
電話	

9 災害時要援護者（高齢者等）対策班

氏名	
電話	

編成表と業務内容

災害時用	防災指導班	被害状況の把握、情報の一元化、情報伝達方法の確保 その場で取りうる最善の方法を検討 危険個所の把握と二次災害軽減のためのパトロールの実施
	情報連絡班	災害時、被害情報等を正確、迅速に把握し、伝達する 最重要は,向こう三軒・両隣の声掛け 市民センター、防災連合会との連携.
	初期消火班	初期消火・延焼防止及び出火防止対策を行う バケツリレーや今後、消火栓からスタンドパイプ活用を図る 可搬式小型動力ポンプの活用
	避難誘導班	安全な避難道路の確保と避難の呼びかけ実施 住上ひろば、住上公民館、避難場所、避難所等への指示と誘導
	給食給水班	物資需要の把握、給食、給水活動等の実施 市民センター及び防災倉庫からの物資の配分
	救出・救護班	建物の倒壊、損壊により閉じこめられた者の救出・救護 隣近所との連携による負傷者の救出と搬送 バール、ジャッキ、ロープ等の効果的な活用と連携
	看護・医療班	怪我人等応急手当、負傷者の搬送 病院、行政機関との連携
	災害時要配慮者対策班	民生委員及び市民センターとの連携 高齢者、病人等要介護者、児童等の具体的な避難先
	児童対策班	通学路の安全点検、 ブロック塀、電柱等の損壊により進入不能箇所の把握
平時用	防災指導班	防災知識の普及及び訓練等の参加 耐震診断、検査等の奨励 避難所、避難場所等の安全点検と管理者との連携
	情報連絡班	危険場所の把握。防火用水や消火栓、AED設置場所等の把握 向こう三軒・両隣への平時の声掛けと連携、協力体制の維持 行政機関・防災機関等との連携
	初期消火班	火気使用器具に関する正しい知識の習得 消火器、バケツ、砂袋、天水桶、風呂水等の準備及び訓練実施 定期的な発動機等機材の点検(ローテーション式)可搬式小型動 ポンプ一式の点検
	避難誘導班	避難場所及び避難所への通路の安全確保 集合場所の設定、周知の徹底
	給食給水班	飲料水、給水、配分に関すること。 給水用具、給水タンク、配膳用食器の準備 災害警備本部への配給・分配のため伝令・特使任命
	救出・救護班	救急法、応急手当の方法等についての訓練実施 災害危険個所の巡回・点検の実施 救護場所の設定及び周知を図る
	看護 ・医療班	応急手当、AED活用等の知識・技能の習得 防災訓練への参加、日赤講習会等の受講
	災害時要配慮者対策班	災害時要配慮者の把握、民生委員との連携 要援護者の了解のもと、隣近所の支援協力体制を図る
	児童対策班	通学路の安全点検 児童生徒の居住実態の把握、学校との連携

第1号議案

平成27年度事業計画（案）

自　平成27年　7月　1日
至　平成28年　3月31日

月　日	場　　所	事　　業　　内　　容	備　考
7月	住上公民館	第1回住吉上防災会設立準備会を開催（班長以上）	7 .8
		住吉上防災会の組織立上げについて説明（7月11日・	7 .11
		24町内会長）	
7月	生活協同組合パ システムへ申請 （助成金の申請）	生活協同組合パルシステム茨城の「活動立上げ資金」募集に 申請書を提出（上限20万円）締切7・24	7 .24
		自主防災組織「住吉上防災会」設立について、町内会班長に	7 .25
		自主防災組織「住吉上防災会」設立実行委員会を開催（役員 自主防災会組織の編成表、規約、事業計画等審議	7 .28
8月	住上公民館	自主防災組織「住吉上防災会」設立総会の開催 防災組織編成（表10コース）の人的補充を図る	
9月	住上公民館	防災マップ作成（9月～10月）	
10月	住上公民館	役員会の開催（班長以上）	
	街中探検と 炊出し訓練	10月下旬、小学生と「まち中探検」と火を使った炊き出し訓練	
		「吉田小振替休日　10月26日（月）」	
12　月	住上公民館	防災対策研修会の実施	
		1、つくば地震研究所の視察研修会への参加	
1　月	住上公民館	役員会の開催	
		1、シェイクアウト訓練の実施について打ち合わせ	
2　月	吉田小学校	地区防災訓練の実施	
		1、シェイクアウト訓練への参加	
3　月	住上公民館	役員会の開催	
		1、平成27年度事業報告・決算報告の作成について	
		2、平成28年度事業計画・収支予算書の作成について	

第 2号議案

平成27年度収支予算書（案）

収入総額　230，000 円
支出総額　230，000 円

自　平成27年　7月　1日
至　平成28年　3月31日

1、収入の部

（単位：円）

項　　目	本年度予算額	前年度予算額	増　減	説　　明
1 助 成 金	200,000	0		生活協同組合パルシステム
	20,000	0		住上自治会等
2 賛助金	0	0		賛助金
3 補助金	0	0		市補助金
	0	0		実践会
4 雑 収 入	10,000	0		預金利子・その他
合　　計	230,000	0		

2、支出の部

項　　目	本年度予算額	前年度予算額	増　減	説　　明
1 会 議 費	5,000			役員会　1,000円×5回＝ 5,000
2 事 業 費	20,000			防災訓練の実施 まち歩き探検、炊き出し訓練
3 備 品 費	200,000			備蓄品購入 スタンドパイプ、ホース、バケツ等
4 事 務 費	5,000		0	消耗品代　5,000
5 予 備 費			0	
合　　計	230,000	0		

上記のとおり、平成27年度の収支予算（案）を提案いたします。

平成27年7月26日

住吉上防災会
会長　加瀬 孝雄

別添　1

住吉上防災備蓄関係の財産

27，7，1

	品　　名	数	金　　額	備　　考
1	防災倉庫	1	132,965	共同募金会会より
2	非常食			
3	アルファ米	250食	65,000	
4	クラッカー	70食	16,170	
5	保存水			
	500ml 150ml	216 本 216本	32,400	
6	ボックストイレ	5箱	14,000	
	計		127,570	
	総計		160,535	

非常食、保存水等は、吉田地区防災連合会から、配布5ケ年計画により、受領している。
なお、保存期間等もあるこから、訓練時に費消するなどし保存に配慮する。
※27．8．10　　発電機500w使用　1台　寄贈受ける（修理して使用可能）

自主防災組織「住吉上防災会」の規約について

（名称及び事務所）

第１条　この会は、「住吉上防災会」と称する。

本会の活動拠点、平常時は住吉上公民館とし、災害時は、すみかみ広場の利用も可とする。

「防災倉庫設置場所」

（目的）

第２条　この会は、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより防災意識を高め、地震その他の災害（以下「地震等」による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１　防災・減災に関する知識の普及・啓発に関すること。

２　地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

３　防災訓練の実施に関すること。

４　地震等の発生時における情報の収集、伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

５　防災資機材の備蓄に関すること。

６　他組織との連携に関すること

７　その他、この会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第４条　この会は、住吉上自治会３９６世帯（平成27年４月１日現在）を持って構成する。

（役員）

第５条　本会に次の役員をおく

１　会　長　１名

２　副会長　４名

３　班長　　９名

４　会　計　１名

５　書　記　１名

６　監査役　２名

（１）役員は、会員の互選による。

（２）役員の任期は、原則２年とする。だだし、再任することができる。情報連絡員は、１年で交代のため、任意とする。

（３）会長は、会計、書記を指名することができる。

（役員の職務）

第６条　会長は、この会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。また、各班活動

の指揮監督を行う。

3　役員及び会員は、住民に対する啓発活動や防災活動に携わる。

4　班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営に当たるほか、班活動の指揮を行う。1名は、幹事長を兼務する副会長を置くことができる。

5　監査役は、この会の会計を監査する。

（会議）

第７条　この会の会議は、総会、幹事会とする。

（総会）

第８条　この会の総会は、全会員を持って構成する。

2　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3　総会は，会長が招集する。会長は、会議の議長となる。必要により他に議長を指名することができる。

4　総会は、次の事項を審議する。

（1）規約の改正に関すること

（2）防災計画の作成及び改正に関すること。

（3）事業計画に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）その他　総会が特に必要と認めたこと。

5　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第９条　幹事会は、会長、副会長及び班長によって構成する。

2　幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

（1）総会に提出すべきこと

（2）総会により委任されたこと

（3）その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第１０条　この会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2　防災計画は、別途作成する。

（総会の定足数）

第１１条　総会の議事は、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（経費）

第１２条　本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる

第１３条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

第１４条　この会の会則に定めるもののほか、この会に必要な事項は、会長が別に定める。

付則　この会則は、平成27年７月１日から施行する。